CORPORATE GOVERNANCE

Sintokogio,Ltd.

最終更新日:2020年7月14日 新東工業株式会社

取締役社長 永井 淳 問合せ先:052-582-9211 証券コード:6339

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方 更新

当社は、「Heart(信頼される技術を通して人間としての豊かさと成果を)」を経営理念とし、社員一人ひとりが自分の技能を磨いて、お客様と一緒になって問題を解決できるように、世界に通用する技術・知識を身に着け、お客様に新東の商品・サービスをお届けしてお客様に成果を上げていただき評価していただくことで、お客様と当社との間で信頼関係が生まれることにより、「お客様に選ばれ続ける」ことを目指しております。また、「モノづくりの新たな価値を創造し、世界のお客様と感動の共創を実現する」ことを企業行動指針と定めています。

当社は、この経営理念および行動指針に則り、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に従い、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。

充実したコーポレート・ガバナンスのためには、経営者による健全なリーダーシップとの発揮と、透明で公正な意思決定の両立が不可欠であるとの考えのもと、当社は、監査役会設置会社として、経営監視を強化するための施策を行ってきました。2019年には、社外取締役比率を3分の1以上に高め、経営の執行と監督の分離を促進しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役および社外監査役で構成する「指名・報酬委員会」を設置しております。なお、社外取締役・社外監査役の選任にあたっては、独立性の確保を重視しており、社外取締役・社外監査役は、東京証券取引所が定める「独立役員」の要件を満たしています。このように高い独立性が確保された取締役会において、経営陣による業務執行の監督が適切に行われております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードに記載された各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4.政策保有株式】

1.政策保有に関する方針

当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中期的な視点に立ち、政策保有株式を保有し ています。保有の意義が薄れた株式は順次売却しています。

また、毎年1回、取締役会において、保有目的との整合性を個別に確認するとともに、上場政策保有株式全体を対象に資本コストも加味して計算 した保有リスクと保有に伴う便益(事業収益、配当、キャピタルゲイン等)とを対比し、保有の妥当性を確認しています。

2.議決権の行使

当社は、議決権の行使は、定型的・短期的な基準はもとより、投資先の経営方針・戦略等を勘案して、企業価値向上、株主還元姿勢などの観点から判断します。 当社が特に着目する項目には以下のものが含まれます。

- a) 長期に渡る業績赤字
- b)長期に渡る無配
- c)株主価値の著しい毀損もしくは社会的信用の失墜など経営に大きな影響を及ぼす法令違反·不祥事の発生

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、取締役との取引がある場合は、取締役会規則に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役会に上程し、決議します。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員等の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、当社並びに当社グループ会社は、資産運用委員会に人事部門、経理・財務部門等の人材を配置し、運用面で期待される役割を発揮できる体制を整えております。 また、資産運用委員会の委員として従業員である労働組合の執行委員長を選任し当社と受益者との利益相反を適切に管理できる体制で運営しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

1.会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「Heart(信頼される技術を通して人間としての豊かさと成果を)」を基本的な価値観としての経営理念として掲げ、中長期的に目指すべき姿、それを実現するための経営戦略および経営計画を作成しています。これらは、有価証券報告書、HP等に記載し、開示しています。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

3.取締役の報酬決定

1)方針

取締役の報酬は、役職位に応じた基本報酬部分(役員持株会への拠出を前提とした部分を含む)、取締役賞与及び中長期インセンティブ報酬(株式報酬)とで構成されています。業績に連動する取締役賞与及び中長期インセンティブ報酬は、役位が高まるにつれて全体に占める構成比を高めています。

取締役賞与は、利益配分という考え方のもと、当社の儲けを示す営業利益額等を指標に、従来の支給額その他諸般の事情を勘案して決定しています。

中長期インセンティブ報酬(株式報酬)は、役位並びに中期経営計画の期間を通じた業績目標(指標:連結経常利益率)の超過度と資本効率(指標:連結自己資本当期純利益率)の改善度に応じて当社株式を支給する制度です。両指標は企業価値・株主価値向上に対するに繋がる重要な要素として採用しています。

2) 手続

当社では、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役・監査役候補の選任、取締役の報酬体系や各取締役の評価、取締役賞与の金額等を審議しています。

取締役賞与については、取締役会・株主総会で決議された金額をもとに、役位別に定めた標準額、指名・報酬委員会における取締役評価結果を加味して取締役社長が決定しています。

基本報酬については、株主総会で決議された金額の範囲内で役位別に定めた標準額をもとに、指名・報酬委員会における取締役評価結果等を加味して取締役社長が決定しています。

4. 取締役·監査役候補指名

1)方針

取締役候補の選任基準を取締役会運営内規に定め、指名・報酬委員会、取締役会にて当該基準を充足しているか審議を行います。 選任後、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、企業価値を著しく毀損させたと考えられる 場合には、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会において解任の方針を定めます。また、監査役候補者の指名は、財務・会計に関する 知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保し、適材適所の観点から基準を設けて総合的に判断し ています。

2) 手続

上記方針に基づき、全社外役員(取締役会長を含む)のみで構成する「指名・報酬委員会」において、取締役会に上程する案を決定し、取締役会が株主総会付議事項として決議しています。

5.個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者の経歴および選任の理由等について、株主総会参考書類に記載しています。取締役解任の理由も同様とします。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

取締役会規則及び取締役会運営内規を制定し、取締役会が何を判断・決定するのかを明確化し、その他については、代表取締役へ委任 しています。代表取締役は、取引・業務の規模や性質に応じて決裁権限に関する規程を定め、経営に当たっています。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の指名は、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しています。 当社は、金融商品取引法に定める独立性判断基準に従い、上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の 生じる恐れのない方を独立社外役員として指名しています。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

- ・取締役候補者の指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および当社の各機能・各事業のカバーのバランス、適材適所の観点から、総合的に判断しています。
- ・当社は、取締役会において実質的な議論を活発に行うための取締役の人数として、11名以下が適切と考えており、現在の取締役の人数は 11名です。
- ・上記方針に基づき、全社外役員(取締役会長を含む)のみで構成する「指名・報酬委員会」において、取締役会に上程する 取締役候補者案を決定し、取締役会において、株主総会に上程する取締役選任議案を決議し、株主総会において、過半数の賛成を得て、 取締役を選任しています。

補充原則4-11(2)

兼務の可否は、取締役会で審議を行っている。

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む、重要な兼職を開示している。

補充原則4-11(3)

当社の取締役会の運営状況は次のとおりであり、実効的に運営されています。

- 1)取締役会規則および取締役会運営内規に従い、重要案件を漏れな〈選定し、取締役会を毎月1回以上開催して、適宜·適切に審議しています。
- 2)取締役会の審議に先立ち、役員が参画する社内会議体で、問題点・課題、リスクおよびその対策を明確にし、討議の実効性を高めています。
- 3)取締役会で円滑かつ活発な議論を行い、十分な検討を行うため、取締役会資料を事前に配布し、特に社外取締役および社外監査役には、

事前に内容を説明しています。

- 4)経営状況について、定期的な報告を受け、適切なリスク管理および業務遂行の監視を実施しています。
- 5)重要案件を的確に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜取締役会付議事項を見直しています。

【原則4-14.取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たし得る人物を選任しています。

内部昇格による新任取締役および新任監査役には、外部専門機関等が開催するセミナー、講習会等に参加させ必要な法律知識や役割などを習得・理解させます。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家からの理解と支援が不可欠であると考えています。株主・投資家に正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきます。

- 1.株主との対話は、広報担当の執行役員が担当して、社長が統括し、決算説明をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な対応に努めていきます。
- 2.個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や工場見学会などを実施していきます。また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実を図っていきます。
- 3.対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配布などにより、取締役、経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の共有·活用を図っていきます。
- 4.決算発表前の期間は、サイレント期間として、投資家との対話を制限します。 インサイダー情報については、インサイダー取引等に関する規程に従い、厳重な管理を行います.

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,778,600	6.92
株式会社 三菱UFJ銀行	2,289,621	4.19
明治安田生命保険相互会社	2,276,057	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,129,100	3.90
株式会社りそな銀行	1,668,000	3.05
公益財団法人 永井科学技術財団	1,405,580	2.57
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,186,815	2.17
新東社員持株会	1,004,491	1.84
株式会社みずほ銀行	1,001,311	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	962,100	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

2020年3月末日現在

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部、名古屋第一部
決算期	3月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性				Ê	社と	:の関	係()			
戊 苷	周1生		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
上田 良樹	他の会社の出身者											
小澤 正俊	他の会社の出身者											
山内 康仁	他の会社の出身者											
唐木 康正	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 」 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 良樹		当社は、2016年6月の定時株主総会で社外取締役に選任されました上田氏が2016年6月まで顧問を務めていた三菱商事テクノス株式会社、2020年6月より代表取締役会長を務めている株式会社牧野フライス製作所と取引がありますが、それぞれ直近の連結売上高に対する割合は極めて低く、1%未満であり、主要な取引先ではないと判断しております。	上田氏は、総合商社の経営幹部および専門商社の経営者として豊富な実務経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行、当社の経営に生かしていただけると判断したため、また、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため。

小澤 正俊	当社は、2014年6月の定時株主総会で 社外取締役に選任されました小澤氏が特 別顧問を務めている大同特殊鋼株式会社 に機械設備等を納入しておりますが、取 引は不定期でスポット的なものに留まって おり、また、直近の連結売上高に対する割 合は極めて低く、1%未満であり、主要な 取引先ではないと判断しております。	職務を適切に遂行し、当社の経営に生かして いただけると判断したため。また、独立役員とし
山内 康仁	当社は、2015年6月の定時株主総会で 社外取締役に選任されました山内氏が2 018年6月まで顧問を務めていたアイシン 精機株式会社に機械設備等を納入しておりますが、いずれも直近の連結売上高に 対する割合は極めて低く、2%未満である ことから、主要な取引先ではないと判断し ております。	山内氏は、自動車および自動車部品メーカーの経営者として、モノづくりに関する豊富な実務経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に生かしていただけると判断したため。また、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため。
唐木 康正	当社は、2019年6月の定時株主総会で 社外取締役に選任されました唐木氏が2 003年6月まで、当社の主要な取引先で ある株式会社三菱UFJ銀行の前身、株式 会社東京三菱銀行の取締役を務めており ましたが、当社グループの同行グループ からの借入額は、当社連結総資産額の 4%未満であることに加え、退職後相当期 間が経過しており、会社の意思決定に際 して影響を及ぼしうる関係ではありませ ん。	唐木氏は、金融関係業務で培った高い見識に加え、製造業やサービス業の経営に関与された幅広い実務経験によって、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため。また、独立役員としての要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
 名委員会に相当 る任意の委員会	指名·報酬委員会	6	0	0	4	0	2	社外取 締役
 酬委員会に相当 る任意の委員会	指名,報酬委員会	6	0	0	4	0	2	社外取 締役

補足説明

取締役会の機能を確保するため、指名・報酬委員会を設置する体制を採用しております。指名・報酬委員会は、取締役、監査役の指名、退任候補の選任、取締役の評価、月額報酬限度額、役員報酬制度の見直しを行う諮問機関であります。

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査との情報交換および情報の共有化を目的に、年4回(定期)を決算内容について、また年1回は監査計画について会合を開催しています。また、随時($2\sim3$ 回/年)に監査役と内部監査部門スタッフである監査室(3名)との会合を開催して、監査室から各部門の管理体制の状況等を監査役に報告するとともに、監査役からは必要な助言を行うなどして情報の共有化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性 会社との関係(
H.	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
小島 俊郎	他の会社の出身者													
長谷川 和彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島 俊郎			小島氏は、リスク管理業務に携わった豊富な知見を、当社のコーポレートガバナンスに活かし、 取締役の職務執行の監査を客観的な立場で実施いただけると判断したため。また、独立役員 としての要件を満たし、一般株主と利益相反の 生じる恐れが無いと判断したため。
長谷川 和彦		当社は、2019年6月の定時株主総会で 社外監査役に選任されました長谷川氏が 2005年6月まで、当社の主要な取引先 である株式会社三菱UFJ銀行の前身、株 式会社東京三菱銀行の業務執行者であり ましたが、当社グループの同行グループ からの借入額は、当社連結総資産額の 4%未満であることに加え、退職後相当期 間が経過しており、会社の意思決定に際 して影響を及ぼしうる関係ではありませ ん。	長谷川氏は、金融関係業務で培った高い見識に加え、監査役等として、上場会社や学校法人の経営に携わった豊富な経験を有しており、取締役の職務執行の監査を客観的な立場で実施していただけると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

該当ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役 社外取締役を除くを対象に、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、企業価値連動型株式報酬制度を導入することを、2015年6月24日(水)に開催された株主総会で決議いたしました。

本制度は、役員BIP Board Incentive Plan 信託 以下「BIP信託」という。 と称される仕組みを採用します。

本制度においては、役位ならびに信託期間を通じた資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて、BIP信託により取得した当社株式お よび当社株式の換価処分金相当額の金銭が対象期間中に当社取締役として在任している者に交付および給付されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年4月1日から2020年3月31日における取締役(11名)に支払った報酬は、217,350千円である。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、取締役個々の報酬につきましては取締役会において内規に基づいて決議しております。 監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対して取締役会開催前に事前の資料配布および事前説明を随時に実施している。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)



- ・当社は、監査役会設置会社であります。また、任意の執行役員制度を採用しております。取締役は11名、監査役は4名、執行役員は12名であ ります。取締役のうち4名は社外取締役(取締役会長を含む)、監査役のうち2名は社外監査役であります。取締役会は原則として月1回開催され、 必要に応じて随時開催されます。日常の業務執行については執行役員に権限を委譲し、取締役は会社経営に専念した上で、取締役会と執行役 員、監査役会が連携すること、社外有識者が参画する経営諮問委員会から客観的、中立的な立場で助言を行うことによりコーポレートガバナンス の確保を図っております。
- ・策定する中期経営計画、年度経営計画は、取締役会で決定され、業績を含めた経営目標、経営戦略は、その作成のために業務執行ラインにお いて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行っております。毎月の経営会議において経営目標が 予想通り進捗しているかどうかを業務報告して、問題点、課題を抽出して審議するとともに、月次、四半期、半期、年間の業務報告を通じて必要な 打ち手を経営会議、取締役会等で審議し、決定しています。
- ・日常の業務執行は、担当取締役の権限と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が委譲され、それぞれの責任者が意思決定しており、 社外監査役を含め監査役は、年次の監査計画に基づいて、監査対象の事業所の長、部課長等の業務推進責任者との直接面談において必要な 情報を収集して業務監査を実施するとともに、社内の重要会議への出席や重要会議の議事録、決裁申請書の閲覧などを通して、業務執行が職 務権限規程、業務分掌規程に基づいて適正になされているかを監査しています。
- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は髙橋正伸および後藤泰彦で、有限責任監査法人トーマツに所属し、会計監査業務の補助者は、 公認会計士13名、その他24名であります。また、内部監査部門として監査室を設け、管理職1名およびスタッフ2名の3名で監査業務を執行して います。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による監査体制が、経営の透明性および業務の適正性を確保するために有効であると判断し現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より1日早〈発送しているとともに、発送日の11日前には東証にインターネットで開示 しています。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、集中日を回避した総会日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の定時株主総会より『電磁的方法による議決権行使』を採用していま す。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、自社ホームページに掲載しています。
その他	より多くの株主にご出席いただけるように、定時株主総会開催日を決定しております。 併せて、総会運営面では事業報告をビジュアル化するとともに、事業・商品の紹介 コーナーを総会会場に併設して、出席株主との懇談の場を設けるなど株主総会の 活性化に努めております。 (但し、2020年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため懇談会は実施せず)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自身に よる説 明の無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所が主催するIRエキスポ等個人投資家向けフェアに継続的に出展し、説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	定期説明会は半期に1回開催しております。代表取締役社長によるコア事業の業績推移、事業環境、経営計画の進捗状況などのプレゼンに引き続き、機関投資家のアナリスト、ファンドマネージャー等との質疑応答を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会で使用した資料を当社HPに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置して、その重点取り組みの一つの環境保全活動では、環境負荷低減型商品の開発、省資源、省エネルギーの観点からのリサイクル技術開発に積極的に取り組むとともに、主要事業所でのゼロエミッションの達成、地球温暖化対策としてコージェネレーションシステムの導入によるCO2排出量削減に取り組んでおります。加えて、「新東企業倫理行動指針」を制定するとともに、海外グループ会社を含む当社グループのすべての役職員に適用する「Sinto Beliefs」を制定し、企業倫理行動指針、安全方針、環境方針および品質方針の周知徹底を図るとともに、不祥事を未然に防止するために国内グループ全社を対象とした通報、相談に応ずる内部通報制度を導入して、社会的信用を得られる企業を目指しております。活動の集大成として「CSR報告書」を作成、公開しております。

1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1. 当社取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制および当該体制の運用状況
- (1)当社取締役会の議題、付議事項に関する資料や当社取締役会議事録を法律の規定に基づいて作成し、保存年限に従って保存・管理する。
- (2) 当社業務執行に関する情報となる決裁申請書、その添付資料、当社代表取締役が参画する会議体や各種委員会等の議事録、当社の権利・義務を証する契約書類、経理・会計書類、会計帳簿などのほか、重要な業務執行関連文書を保存年限に従って保存・管理する。
- (3)上記の保存·管理および情報へのアクセスに関しては、文書管理規程で定めるものとする。また、文書管理規程の改定にあたっては、取締役会の承認と監査役会の了承を得る。

(運用状況)

取締役、監査役および監査室は、その職責を果たすため、当期、必要に応じ、取締役会議事録、決裁申請書等の記録を閲覧しまたはその写しを 入手しております。

- 2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制および当該体制の運用状況
- (1)当社の会社経営を取り巻〈主要リスクに関しては、リスクカテゴリーによる所管部署を明確化して、必要なリスク個別管理体制を整備する。
- (2)個別管理のみならず当社に係わる主要リスクの総体については、これを網羅的・総括的に管理するため、リスクマップに可視化するとともに優先順位化して、リスクの把握、分析、対応策の立案・実施、評価・フォローを行う。
- (3)リスク管理の基本となるリスク管理規程およびこれに関連する個別規定を制定する。
- (4)リスクカテゴリーごとに行動指針・マニュアルを整備し、その理解促進のための研修・教育を実施する。
- (5)災害等の発生に備えて、事業継続計画(BCP)を策定し、防災・減災に向けた訓練を行うほか、必要に応じて、部品・消耗品を備蓄するなどリスク分散措置を行う。

(運用状況)

- ・当社を取り巻〈主要リスクに関して、可視化したリスクマップを見直すとともに、主要リスクごとに担当取締役と責任部署を定め、リスク対応の基本的な考え方と具体的な対応方法について、担当取締役が討議のうえ定めました。
- ・災害等に備え、生産復旧などに向けた事業継続計画(BCP)を本部および各拠点で策定し、毎年、定期的な訓練(初動対応・復旧対応)を行い、改善を続けています。
- 3. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制および当該体制の運用状況
- (1)経営計画のマネジメント体制
- 1)経営理念、使命(ミッション)など経営の基本方針を明確にして、これを機軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、ここで決定された業績を含めた経営目標、経営戦略の達成のために、業務執行ラインにおいて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行う。
- 2)経営目標が予定どおり進捗しているかどうかの検証を毎月の取締役会で行うとともに、月次、四半期、半期、年間の業績報告を通じて必要な打ち手を取締役会で審議・決定する。
- (2)業務執行のマネジメント体制
- 1) 取締役会規則および取締役会運営内規に従って、取締役会に付議し決定すべき業務執行の重要案件の基準を明確にする。
- 2)執行役員制度を導入して、取締役会を意思決定機能および監督機能に特化させるとともに、定常業務の執行を執行役員に権限委譲することにより、業務執行を効率化·迅速化し、責任の所在を明確化する。
- 3) 職務権限規程、業務分掌規程に従って、日常の業務執行は執行役員の権限と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が適切に委譲され、各レベルの責任者が適時的確に意思決定する。

(運用状況)

代表取締役社長は、各部門との議論をふまえて中期経営計画、年度経営計画および必要な施策を決定し、進捗状況の報告を受け、進捗状況を 取締役会に報告しております。

取締役、執行役員等は、関連規程に従い、分担して職務を執行しております。

- 4. 当社取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および当該体制の運用状況
- (1)当社役職員が法令·定款を遵守するとともに高い倫理観を持つための行動と心構えを定めた「新東企業倫理行動指針」とその具体的な行動マニュアルを策定して周知徹底を図る。
- (2)取締役会規則に基づいて、独立社外役員のみで構成する「指名・報酬委員会」を設置して、取締役・監査役の指名・報酬等の基本方針に関する事項および指名・評価・報酬について、審議・決議のうえ、取締役会に付議する。
- (3)「CSR委員会」を設置して、CSR活動の計画と推進を行うとともに、「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンスに関する取組みを強化する。
- (4)監査室を設置して、社内の内部統制状況を定期的に監査する。
- (5)当社の役職員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。
- (6)社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、平素からの弁護士等の外部専門機関と緊密な連携により毅然と対応 し、不当要求に対しては、組織的な対応によって断固として対決する。
- (7)新入社員、中堅社員、新任管理職等の階層別および営業担当者向け、管理担当者向けなどの職種別の教育制度を推進して、必要な知識の 習得と倫理観の向上を図る。

(運用状況)

- ・当社は、当社業務執行取締役より、当該年度の職務執行が法令および定款に適合していたことについて確認を求め、その旨の確認書を受領しました。
- ・「新東企業倫理行動指針」に関する階層別研修を実施しました。
- ・独立役員である社外役員6名全員が出席し、「指名・報酬委員会」を年2回開催して、取締役・監査役の指名・報酬等について、審議・決議のうえ、取締役会に付議しました。
- ・監査役監査、会計監査人監査、内部監査を行っており、相互に、密に情報交換を行い、必要に応じて改善提案を行いました。
- ・内部通報窓口を常勤監査役、社内および外部に設置して社内に周知し、事実申告に対応しています。社内に周知する際に、不利益な取扱いの禁止も明示しています。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

- ・コンプライアンスに関するテストを実施し、コンプライアンス意識向上を図りました。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- (1) 当社グループ会社の役職員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社は、当社が定めるグループ管理規程により、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社取締役会規則に該当する重要な案件については、当社の取締役会においても審議、承認を要する。
- (2) 当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、 グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (3) 当社グループ会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1)当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、各事業年度のグループ全体の重点経営目標を審議のうえ定め、進捗状況を定期的にレビューし、対応策を相互に確認して実施する。
- 2)当社は、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- (4)当社グループ会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、「新東企業倫理行動指針」を制定し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
- 2)海外グループ会社を含む当社グループのすべての役職員に適用する「Sinto Beliefs」を制定し、企業倫理行動指針、安全方針、環境方針および品質方針を周知徹底する。
- 3) 当社国内グループ会社においては、各会社の規模に応じて、適正数の監査役を配置する。
- 4) 当社は、当社国内グループ会社の役職員のコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、グループ会社の社長が参画する社長会を定期的に開催してコンプライアンスに関する周知徹底を図る。
- 5) 当社の監査室は、内部監査規程、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社に対し、定期的に内部監査を実施する。
- 6)当社は、当社国内グループ会社の役職員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。
- 7)当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制の整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

(運用状況)

- ・当社は、関係規程に従い、当社グループ会社の営業成績その他の重要な情報について報告を受け、必要に応じて、当社取締役会において、審議、承認を受けました。
- ・当社の国内グループ会社におけるリスクマップについて報告を受け、グループ全体のリスクの把握に努めました。
- ・国内グループ会社の取締役および監査役に対し、コンプライアンス等に関する研修を行いました。
- ・国内グループ会社の監査項目をチェックリスト化し、国内グループ会社の監査役より監査結果の報告を受けました。
- ・当社は、国内グループ会社の経営トップより、毎月、営業報告およびクレーム・事故情報等のリスク状況報告を受けるとともに、毎月開催される取締役会の結果について報告を受けました。当社は、四半期に1回、国内グループ会社の経営トップが参加するグループ社長会を開催し、コンプライアンスに関する周知徹底を図るとともに、各社の年度事業計画の進捗状況について報告を受けました。また、6月には、国内グループ会社の株主総会を開催し、当社経営トップへの報告が行われました。
- ・当社は、国内グループ会社の経営トップより、各社監査役よる監査状況につき報告を受けるとともに、「法令・定款に違反する重大な事実はない」 旨の監査結果を受領いたしました。
- ・当社は、海外グループ会社の経営トップより、毎月、営業報告およびクレーム・事故情報等のリスク状況報告を受けるとともに、毎月開催される取締役会の結果について報告を受けました。
- ・当社は、欧州持株会社を設立し、米国持株会社および欧州持株会社による海外グループ会社のリスク管理機能を強化致しました。
- ・当社は、海外グループ会社の経営トップより、毎月、営業報告およびクレーム・事故情報等のリスク状況報告を受けるとともに、定期的に開催されている取締役会の結果について報告を受けました。
- ・海外グループ会社については、7月に、当社および海外グループ会社の経営トップが参加するSINTO INTERNATIONAL CONFERENCEを開催し、グループ経営方針の周知徹底を図るとともに、リスクマネジメント状況の確認を行いました。また、年度事業計画の進捗状況について報告を受けました。また、年末には、海外グループ会社からの報告会を開催して、当社経営トップへの事業計画の進捗状況等の報告を受けました。また、株主総会を開催し、当社経営トップへの報告が行われました。
- · 当社は、海外グループ会社の経営トップより、「当社が定める規程に基づき、当社に対して必要な報告を行い、当社に対して必要な承認を取得している」旨の宣誓書を受領しました。
- ・当社は、当社監査役、当社会計監査人および監査室が連携のうえ、国内グループ会社および海外グループ会社の監査を行いました。
- ・内部通報窓口を常勤監査役、社内および外部に設置して国内グループ会社に周知し、事実申告に対応しています。国内グループ会社に周知する際に、不利益な取扱いの禁止も明示しています。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。
- ・その他、上記体制に従い、適正に運用を行いました。
- 6.当社監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役会からの 独立性および指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該体制の運用状況
- (1)当社監査役の求めがあった場合は、その職務を補佐すべき使用人として適切な人材を配置する。
- (2)当社監査役の職務を補佐すべき使用人の職務執行に関しては、当社取締役会からの独立性を保つ体制を確保する。

(運用状況)

当社管理部門の担当者が補助しています。

- 7. 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が当社監査役に報告するための体制および当該体制の運用状況
- (1)当社監査役の当社社内重要会議への出席の他、決裁申請書、重要会議の議事録、重要な報告書等の当社重要書類を当社監査役に回付するとともに、必要に応じて閲覧できるシステムを確保する。
- (2)当社および当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う
- (3)当社および当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に対して直接報告を行う。
- (4)当社監査室は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、当社および当社グループにおける内部監査等の状況を報告する。
- (5)当社の内部通報制度の担当部署は、当社および当社グループの役職員からの内部通報の状況を定期的に当社監査役に報告する。

(運用状況)

・当社の内部通報制度の担当部署は、当社および当社グループの役職員からの内部通報の内容および対応状況を監査役に報告しました。

- ・当社および当社グループの役職員が、当社監査役に対して直接報告を行うことができる旨、毎月発行する社内報に掲載しました。 ・その他、上記体制に従い、適正に運用を行いました。
- 8.前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当該体制の運用状況
- (1)当社は、当社監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (2)当社はグループのリスク管理規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、 当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(運用状況)

- ・上記体制について、取締役会において決議しました。
- 9.当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に 係る方針に関する事項および当該体制の運用状況
- (1)当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は、当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(運用状況)

当期監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

- 10.その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および当該体制の運用状況
- (1)当社監査役と当社代表取締役や当社会計監査人との随時または定期の面談・意見交換の機会を確保する。
- (2)当社監査役が監査対象の事業所の長、部課長等の業務推進責任者との直接面談する機会を確保し、情報収集の実効性を担保する。

(運用状況)

·法令に基づき、会計監査人から監査役に対し、事業年度の監査結果につき定期報告が行われました。また、監査役は、適宜、監査状況を会計 監査人から聴取しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとるとともに、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1)適時開示に係る基本方針

当社は、法令順守、証券市場における信用確保を目的として、適時、適正かつ公正な情報開示に努めております。

投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算情報、開示済みの会社情報の内容についての重大な変更、中止等について、また、適時開示の基準に該当しない情報についても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、できる限り積極的に情報開示を行う予定であります。

(2)適時開示に係る社内体制

当社は、情報取扱責任者をコーポレート部担当役員とし、適時開示担当部門をコーポレート部としております。情報取扱責任者は、各部門、グループ会社から報告を受けた情報に関して、情報開示の判断を行うとともに、適時開示が必要と判断された情報は、経営会議、取締役会の承認後、遅滞なく証券取引所に報告されます。